

**静岡地方最低賃金審議会**  
**第4回静岡県最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

開催日時	令和7年8月26日(火) 13時30分から15時48分まで		
開催場所	静岡中央ビル 5階大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、 <b>公開・非公開</b>		
<b>1 静岡県最低賃金の改正決定について</b> <p>事務局から資料説明。なお、静岡県知事からの静岡県最低賃金の改定に係る意見書に対しては、部会長から「この要請文に記載された内容や他の要請文の内容については、前回までの専門部会において論点として取り上げ、十分かつ慎重に議論をしていります。本日も、労使各側は、この論点での御発言をいただけるものと存じますので、よろしくお願ひいたします」との申述がなされた。</p> <p>部会長が、前回、労使が提示した引上げ額を確認した後、専門部会を一時休会として、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った後、部会を再開したが、労使の意見の一致には至らなかったため、公益委員から公益委員案を示し出席者の表決により採決を行ったところ、</p> <p>金額について、会長を除く出席委員8名中、賛成5名、反対3名</p> <p>発効日について、会長を除く出席委員8名中、賛成5名、反対3名</p> <p>であったため、賛成多数により、公益委員案が専門部会の結論となった。</p> <p>この結論により「静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」が作成され、静岡地方最低賃金審議会会长宛に報告されることとなった。</p> <p><b>労働者代表委員の主な意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の専門部会で提示したとおり、引上げ額66円を提示する。理由は、経営者に対する配慮として影響率を考慮し、影響率が30%を超えない金額が66円となっているため。これよりも引き下げた金額は提示できない。</li> </ul> <p><b>使用者側代表委員の主な意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の専門部会で提示したとおり、静岡県がまとめた令和7年の春季賃上げ要求妥結確報において、今年の賃上げ率全平均が5.38%であることを踏まえ56円を提</li> </ul>			

示する。これ以上引き上げた金額は提示できない。

### 公益案要旨

- ・ 静岡県最低賃金を現行の時間額 1,034 円から 63 円引上げ 1,097 円とする。また、発効日は令和 7 年 11 月 1 日とする。

### 【公益案を提示するに至った経緯】

静岡県最低賃金については、昨年 50 円、5.08% の引上げで答申し、それは時間額表示のみとなった平成 14 年度以降、引上げ率、引上げ額ともに最大の引上げとなつた。これは、令和 4 年初頭から始まった物価高が、三要素のうち「労働者の生計費」に大きく影響を及ぼすことから、これを重視し引き上げ額を決定したため、このような結果となった。

今年の審議においても、物価高が続く中でのワーキングプア解消に向け、「最低賃金引き上げは必要性だ」ということについては、労使共通の認識となっていたものの、事業者の支払い能力の観点から、最低賃金引き上げの「程度」については労使意見が一致しなかった。

労使各側の主張をまとめると次のとおりであり、最終提示額は労働者側 66 円、使用者側 56 円と意見の一致をみるに至らず、これ以上の進展は見込めないと判断するに至った。

#### <労働者側主張概要>

- ・ 春闘における大幅な賃上げ効果を、組合のない企業で勤務する労働者や非正規労働者にも広げ、物価高騰が続く中、生活の安定を図れる水準まで最低賃金を引き上げる必要がある。
- ・ 東西 A ランク県に挟まれている本県において、人材流出を防ぐためには、隣県を含む地域間格差是正が大切。
- ・ この 10 年間で中賃の目安額を上回る引上げをしていないのは、静岡県を含め 3 都県だけで、相対的に静岡県の位置づけが低くなっていることから、今年は目安額を上回る引上げが必要。

との基本的な考えが示された上で、

- ・ 労働者が健康で文化的な最低限の生活ができ、労働力を再生産し社会的体制を保持するために必要な賃金水準を、連合が独自に算出した「連合リビングウェイジ」の試算から、静岡県では、時間額 1,150 円、車保有だと時間額 1,470 円が必要であると算出されていること
- ・ 一人親世帯は最低賃金近傍者が多く生活が特に苦しいこと
- ・ 企業の価格転嫁の達成状況は道半ばであることは理解するものの、全く進んでいないわけではないこと
- ・ 最低賃金の引上げが倒産につながるデータは見受けられないこと。また、すべての労働者の賃上げを求めていた訳ではなく、引上げは最低賃金近傍者のみの話であり、民間会社が発表した求人募集の時給調査では、県最低賃金が 984 円だった令和 4 年当時でも、求人募集時の平均時給は 1,138 円であったことを考えると、最低賃金近傍労働者はそこまで多くないと推定されること

- ・ 政府が示している最低賃金の引上げ目標を考えると、毎年 7.3% 引き上げが必要であり、これを下回る引上げ額だと、最終的により大きな額の引上げをしなければならなくなるため、今のうちから、少しでも目安額以上の引き上げをするなどをしていた方がいいと考えること
  - ・ ワーキングプア解消には物価上昇を考慮せずにはいられず、特に日常生活の安定を考えると、食料品の物価上昇を重視する必要があること
- などが示され、最終的に、
- ・ 経営者に対する配慮として影響率を考慮し、影響率が 30% を超えない金額が 66 円となっているため、当該金額の引上げが提示された。

<使用者側主張概要>

- ・ 物価高が続く中、ワーキングプア解消のために賃上げが必要という点については同意する
- との思いが語られたが、
- ・ 中賃の議論では、生計費、特に食料など消費者物価指数が重視されているものの、日銀が示している基調的物価上昇率は 2% であり、これが実態を示していると考えること
  - ・ 中賃の公益見解でも、企業における支払い能力を反映している指標として改定状況調査 4 表が特に言及されたように、当該数値を参考に議論したいこと
  - ・ 最低賃金はあくまでもセーフティーネットとしての役割であり、最低賃金を賃上げの手段として使うのは本来の趣旨から外れる。一つの要素に偏重しすぎることなく、法定 3 要素をまんべんなく考慮して、各種指標など根拠に基づいて議論を行いたいこと
  - ・ 物価高の影響により労働者の生活も厳しいが、経営も苦しい現状であり、均衡を考えて引き上げ額を議論していくべきと考えること

などの基本的な考えが示された上で、

- ・ 春闘では今年も大幅な引き上げではあったものの、中小企業の結果は、目標とされた 6% 台を大きく下回り、経団連集計では 4.35% であった。改定状況調査 4 表における B ランク平均は 2.9% という結果であり、組合がないところも含めたすべての中小・小規模企業における支払い能力を反映した引上げ水準は、この範囲にとどまるべきであること
- ・ 生産性を向上させ賃上げする好循環を構築すべきこと
- ・ 価格転嫁の達成は道半ばで、特に人件費の転嫁が進んでおらず、また、労働分配率が 8 割と非常に高い状況であるため、最低賃金引上げは緩やかな上昇とするのは当然のことと考えること
- ・ 近年の最低賃金額の引上げによる影響率・負担感の増大、それに伴う企業活動縮小の動きがあること。特に、静岡県内においては、小規模事業場の占める割合が全国に比べ高く、価格転嫁や労働分配率の現状のほか様々な問題が利益を圧迫しており、設備投資の見送りや縮小等の動きにつながっていること。生じている問題

は、中小・小規模事業者が一社では解決できないこと

- ・ 民間調査会社の発表によると、倒産高リスク企業は小規模企業が圧倒的に多い結果となっており、飲食業などは中小企業に占める小規模企業の割合が 8 割で、それの 45.7% が倒産高リスク企業とされている。飲食小売や繊維製造業も同様。従業員別でみると 5 人未満の場合 63.6% が高リスク企業とされていること

- ・ 関税問題による先行き不透明感、多くの企業における增收減益が広がり、上場企業ですら減益となっている状況、年金制度改革による事業主負担増など、今後の企業経営に及ぶことが予想又は確定している影響が多く存在していること

など、多くのデータを基に企業の現状とこれからの見通しも厳しい状況であることの御意見があったほか、

- ・ 小規模企業は外部的影響を受けやすいなかでも、協同組合結成や新製品開発など様々な試みをし、稼ぐ力をつけている最中であるため、その芽をつぶさないでもらいたいこと

- ・ 小規模企業は地域の担い手であり、働く場所も提供している。企業経営が続き雇用を守ることも大切であり、これからは、雇用の確保と賃金引上げのバランスが大切となっていくこと

・ 最低賃金改正による影響率が 3 割近くに及んでいること自体が問題と考えるなどの思いや、

- ・ 最低賃金額自体の政府目標の設定やその達成を前提とした議論、目安決定に至るまでの政治的圧力、目安ありきの議論への疑問

など、最低賃金決定プロセスに対する御意見が示されたが、最終的に、

- ・ 静岡県内における春闘の妥結結果、全平均が 5.38% であることに着目し、56 円の引上げが提示

された。

#### 【公益案の根拠・考え方】

##### (1) 改正金額

63 円の引上げを提示するに至った理由は次のとおり。

一点目は、三要素のうち労働者の生計費について、静岡県内政令指定都市の消費者物価指数令和 7 年 6 月報によれば、今年 6 月の時点で静岡市の「持ち家の帰属家賃を除く総合」は 4.0% と依然として高い水準となっており、また、中賃の目安審議においても重視された「頻繁に購入する品目」「1 か月に 1 回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」関係について、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月の静岡市におけるこれらの項目が含まれる中分類や大分類による項目の消費者物価指数の対前年上昇率の推移は、それぞれ 6.18%、4.94%、3.52%、6.63% と、いずれの数値も依然として昨年の同期間を上回る高い水準となっており、すべての労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者の生活の困難さを容易に想像させるものとなっている。

二点目は、賃金実態について、令和 7 年春季賃上げ要求・妥結確報（最終結果）によれば、今年は全体で 5.38% と、昨年を 0.78 ポイント上回る結果であり、また、賃金改定状況調査結果第 4 表 においても B ランク平均で 2.9%、同表 で示された昨

年 6 月と今年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象として集計においても 3.4% と、いずれも昨年を 0.5 ポイント上回る結果となっている。しかし、使用者側から意見があったように、中小・小規模事業場において、物価高や価格転嫁が十分とはいえない現状で賃上げ原資が十分でない中、労働分配率が高いことへの懸念があることに留意する必要がある。

三点目は、通常の事業の賃金支払能力について、日本銀行静岡支店発表の、本年 7 月の「最近の静岡県金融経済の動向」によれば、「静岡県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復し、6 月短観をみると、企業の業況感は概ね横ばいとなっている」とされているが、

- ・ 6 月の東海財務局静岡財務事務所発表による法人企業景気予測調査では、全産業の現状は「下降」超、本年 7 月～9 月期は「下降」超幅が拡大する見通しとなっていること
- ・ 静岡県における価格転嫁率は、民間企業調査では 42.7% と、中小企業庁調査の全国値 52.4% よりも低い数値となっており、労務費転嫁率も、静岡 32.3%、全国値 48.6%、エネルギーコスト転嫁率も、静岡 32.1%、全国値 47.8% と全国値よりも下回っている状況であること

や、使用者側が主張した

- ・ 中小・小規模企業の労働分配率が依然として高いこと
- ・ 関税問題による先行き不透明感、多くの企業における增收減益が広がり、上場企業ですら減益となっている状況、年金制度改革による事業主負担増など、今後の企業経営に及ぶことが予想又は確定している影響が多く存在していること

については、十分に考慮するべきと考える。

公益委員として、政府方針も念頭におきつつ、これら三要素を十分考慮したものの、特に、重要な要素と考えたのは、昨年と一昨年に引き続き、物価高による生活への影響、とりわけ、最低賃金近傍者に影響が大きいと思われる、頻繁に購入する品目の物価上昇率で、昨年の最低賃金改定以降の静岡市における平均値が 6.18% と、昨年の 5.92% よりも高くなっているという点である。

賃金は労働者及びその家族の生活を支えるものであるが、物価高等により実質賃金が上がらない状況が継続している現状では、すべての労働者の生活への影響が大きいことはいうまでもない。また、実質賃金の低下は消費にも影響し、それはつまり企業の収入にもつながるものと考える。

最低賃金法は、第一条で、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。

最低賃金法においては、地域別最低賃金は、三要素を考慮して定める必要があるとされているものの、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を補償するセーフティーネットとしての役割を担っている以上、現状においては、生計費に関する指標となる、この 6.18% という数字を最重視しないわけにはいかないと考えた。

しかし、先述のとおり、企業の、特に中小・小規模の事業者がおかれている現状を考慮せずに判断することもできない。価格転嫁の状況や労働分配率も考慮した中小企業の支払能力は十分に考慮する必要があると考えた。

そのため、最重視する必要があると考えた生計費に関する 6.18% という数値を現在の静岡県最低賃金額に当てはめると、63.9 円となるが、この 0.9 円分は単純に四捨五入で算定できるものではないと考え、この部分は切り捨てて、63 円とすべき、このように判断した。

#### ( 2 ) 効力発生の日

現在の審議日程で円滑に進んだ場合、法定発効とすると 11 月 1 日が最短の効力発生の日となるが、当該日は企業の事務計算上も不都合が少ない日であるほか、この場合でも例年よりも 1 か月遅れての発効となるため、これ以上遅らせる必要はないと考えた。

#### ( 3 ) 付記事項

最低賃金の改正にあたっては、中小企業・小規模事業者の支払能力を高めるため、価格転嫁対策の更なる取組強化、継続的な生産性向上に向けた支援、稼ぐ力を高めるための先行投資に資する支援、いわゆるワーキングプアの問題への幅広い対策の検討、年収の壁問題への対応や社会保障制度改革、非正規雇用の正規雇用への転換・処遇改善を含めた雇用対策の拡充などが必要不可欠であり、これは公労使ともに共通の認識としてあった。

よって、これらについて国に対し措置を講じるよう強く要望することを付記することを、公益案にも加えることとした。

## 2 その他

特になし